

# 埼玉県ソフトボール協会規約

## 第 1 章 名 称 及 び 事 務 所

第 1 条 本会は、埼玉県ソフトボール協会と称する。  
事務所は、会長指定の場所におく。

## 第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 2 条 本会は、埼玉県におけるソフトボールの普及及び振興を図ると共にスポーツの実践を通じてその趣味の育成、健康の保持増進並びに相互の親密を深めることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.ソフトボール大会の開催と奨励
- 2.ソフトボールの技術指導と指導者の認定
- 3.ソフトボールの審判法指導と審判員の認定
- 4.ソフトボールの記録法指導と記録員の認定
- 5.その他本会の目的達成に必要な事項

## 第 3 章 組 織

第 4 条 1.本会は、埼玉県内の加盟ソフトボール団体をもって組織する。  
2.本会は、本会の運営を円滑にするために支部を置く。支部に関する内規は別に定める。

## 第 4 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	若干名
常 務 理 事	若干名	理 事	若干名
評 議 員	若干名	監 事	若干名

第 6 条 会長・副会長は、選考委員会で推薦し評議員会の承認を受ける。

会長は、本会を代表して会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

会長・副会長は理事及び評議員の資格を有する。

第 7 条 理事長・副理事長は、選考委員会で推薦し評議員会の承認を受ける。

理事長は、会務を執行する。

副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

第 8 条 **常務理事は、選考委員会で選出し評議員会の承認を受ける。**

**常務理事は、会務を掌理する。**

**会長は、常務理事会の決議を経て理事を委嘱することができる。**

第 9 条 評議員は、次の方法で選出又は委嘱する。

- 1.加盟した市町村より各1名
- 2.加盟した団体から若干名
- 3.会長が委嘱する者 若干名

第 10 条 監事は、評議員会で選出する。

監事は、財務及び業務を監査する。

第11条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。役員は、その任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

## 第 5 章 名誉会長、顧問及び参与

第12条 会長は、常務理事会の議を経て本会に功労のあったものを名誉会長、顧問および参与に委嘱することができる

- 1.顧問は、長年にわたる正副会長経験者とし、会長の諮問に応じる。
- 2.参与は、長年にわたる正副理事長経験者とし、理事長の諮問に応じる。

## 第 6 章 会 議

第13条 1.評議員会は会長が招集し年1回以上行う。会長が議長となる

2.常務理事会は理事長が招集し、理事長が議長となる

3.理事会は必要に応じ理事長が招集し、理事長が議長となる

第14条 会議の議事は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の時は議長がこれを定める。

## 第 7 章 登 録

第15条 本会の趣旨に賛同するチーム及び審判員、記録員、指導者は市町村及び団体を通し所定の手続きを経て本会に登録しなければならない。この登録についての内規は別に定める。

## 第 8 章 事務局及び専門委員会

第16条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。事務局に関する内規は別に定める。

第17条 本会は、第3条の事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。専門委員会の名称・目的・その他の内規は別に定める。

## 第 9 章 会 計

第18条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- 1.加盟登録金
- 2.補 助 金
- 3.事業収入金
- 4.寄 付 金
- 5.そ の 他

第19条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

## 第 1 0 章 附 記

第20条 本会規約執行上必要な内規は常務理事会で別にこれを定める。

第21条 本規約の改廃は評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第22条 特別積立金のとりくずしは、会長が必要と認めたときこれを行うことができる。  
なお、その結果は常務理事会に報告する。

第23条 本規約は昭和60年4月1日から施行する。

昭和29年1月16日制定	昭和57年3月22日改正	平成14年3月24日改正
〃 41年3月 8日改正	〃 59年3月24日 〃	〃 20年3月23日 〃
〃 43年6月 2日 〃	〃 60年3月23日 〃	〃 21年3月28日 〃
〃 45年6月21日 〃	平成元年3月18日 〃	〃 22年3月27日 〃
〃 51年5月 5日 〃	〃 4年3月 8日 〃	〃 24年3月31日 〃
〃 54年4月28日 〃	〃 8年3月17日 〃	令和 8年3月14日 〃